

車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習のご案内

（一部免除対象） 【宮古開催】

機体重量3トン以上の車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転の業務については、労働安全衛生法第61条に基づき、都道府県労働局長に登録した教習機関が実施する技能講習を修了した者でなければ当該業務に従事させてはならないことになっています。

つきましては、当支部では標記の技能講習を一部科目の免除該当者を対象に下記のとおり実施することとしましたのでご案内申し上げます。

開 催 日	令和5年11月7日（火）～ 9日（木）【3日間】
会 場	宮古建設会館 （宮古島市平良字下里 1199-12 ☎0980-72-9163）
定 員	20名 ※定員に達し次第締切らせていただきます。 ※最少定員15名に達しない場合は延期することがありますのでご了承下さい。
申 込 方 法	■所定の申込書を記入し、 <u>令和5年10月17日（火）</u> までに郵送若しくはFAXにてお申込み下さい。提出していただいた方へ講習日程及び受講料の支払い方法等を記載した「講習会通知書」を送付致します。 ※申込書は宮古建設会館で配布、又はホームページからも印刷できます。 https://www.kensaibou-okinawa.com/ 建災防沖縄県支部で検索 ※Faxでお申込みの場合、申込書原本を講習日に持参して下さい。 ※テキストは当日会場で配付致します。
申込書提出先 お問合わせ先	建設業労働災害防止協会沖縄県支部 ☎098-876-5273 Fax098-876-1198 ☎901-2131 沖縄県浦添市牧港5-6-8 建設会館5階

受 講 区 分 (カリキュラム)		受講料 (テキスト代、傷害保険料込)	
		一般価格	会員価格
1	(1) 大型特殊自動車運転免許又は大型特殊自動車第二種免許を有する者。 (2) 大型自動車運転免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車運転免許(第二種含む)のいずれかを有し、かつ、次の講習を修了した者。 ①機体重量3トン未満の小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転特別教育を修了した者であって、かつ、当該業務に3ヶ月以上従事した経験を有する者。 ②機体重量3トン未満の小型車両系建設機械(解体用)運転特別教育を修了した者であって、かつ、当該業務に3ヶ月以上従事した経験を有する者。 ③機体重量1トン未満の不整地運搬車運転特別教育を修了した者であって、かつ、当該業務に3ヶ月以上従事した経験を有する者。 ④車両系建設機械(解体用)運転技能講習を修了した者。 (3) 不整地運搬車運転技能講習を修了した者。 { <ul style="list-style-type: none"> ・作業に関する装置の構造、取扱い及び作業の方法に関する知識【5時間】 ・運転に必要な一般的事項に関する知識【3時間】 ・関係法令【1時間】・修了試験【1時間】 ・作業のための装置の操作(実技)【5時間】・実技修了試験【1時間】 	31,645円	31,107円
2	◆1級建設機械施工技術検定に合格した者(実地試験でトラクター系、ショベル系の操作施工法を選択しなかった者) ◆2級建設機械施工技術検定(第4種～第6種)に合格した者 { <ul style="list-style-type: none"> ・作業に関する装置の構造、取扱い及び作業の方法に関する知識【5時間】 ・修了試験【30分】 ・作業のための装置の操作(実技)【5時間】・実技修了試験【1時間】 	29,544円	29,006円

※上記2に該当する場合は、その資格があることを証明する書類を申込書に添付して下さい。
 ※会員価格は、建災防沖縄県支部会員事業場が受講料等を負担する場合にのみ該当いたします。会員事業場からのお申し込みであっても、受講料を受講者個人が負担する場合は一般価格となります。(会員事業場に所属する受講者に限りです)
 ※使用テキスト：車両系建設機械運転者教本(整地・運搬・積込み用及び掘削用)
 ※実技使用機械：機体重量5t以上のショベル系、及び、トラクター系の車両系建設機械

建設業労働災害防止協会沖縄県支部（略称：建災防）

☎901-2131 沖縄県浦添市牧港5-6-8（建設会館5階）TEL098-876-5273 FAX098-876-1198